

認知症対応型共同生活介護

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、要介護や要支援状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス体系として、平成 18 年 4 月に創設されました。

住み慣れた自宅や地域での生活の継続を目的としているため、原則として、当該地域密着型サービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ちます。

目 次

○表 紙	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
○目 次	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
○人員に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
○設備に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
○運営規定等の掲示について		
○運営指導での指摘事項例	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
○運営指導での指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）		

○人員に関する基準

職 種	資格要件	配置基準
管理者	<p>・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者であること。</p> <p>ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。</p>	<p>共同生活住居ごとに専従・常勤の者1人</p> <p>※共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>〈チェック〉</p> <p><input type="checkbox"/>ユニットごとに常勤専従の管理者を置いているか</p> <p><input type="checkbox"/>3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験があるか</p> <p><input type="checkbox"/>認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか</p>
計画作成担当者	<p>介護支援専門員であって、認知症介護実践者研修」又は「実務者研修基礎課程」を修了している者</p> <p>※介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。</p>	<p>事業所に1人以上配置</p> <p>※計画作成担当者を1人配置する事業所にあつては、当該計画作成担当者は介護支援専門員をもって充てなければならない。</p> <p>※計画作成担当者を1を超えて配置する事業所にあつては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てなければならない。</p> <p>※利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとする。</p>

	<p>※介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、指定を受ける際に当該研修等を修了しているものとする。</p>	<p>〈チェック〉</p> <p><input type="checkbox"/>1人以上配置しているか</p> <p><input type="checkbox"/>必要な研修を修了しているか</p> <p><input type="checkbox"/>資格は適切か</p> <p><input type="checkbox"/>2人以上配置する場合、うち1人以上は介護支援専門員か</p>
<p>介護従業者</p>	<p>認知症の介護等に対する知識、経験を有するものであること。</p>	<p>介護従事者のうち1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>※共同生活住居ごとに、夜間及び深夜以外の時間帯に介護従業者を常勤換算方法で、利用者数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とする。</p> <p>※夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な人数を確保するものとする。ただし、3ユニットを有する事業所において、各ユニットが同一の階に隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能となる構造である場合には、夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策が行われ、利用者の安全性が確保されていると認められている場合に限り、夜勤職員を2人以上とすることができる。この場合には、利用者のケアの質や職員の負担にも配慮すること。</p> <p>〈チェック〉</p> <p><input type="checkbox"/>1人以上の者は常勤となっているか</p> <p><input type="checkbox"/>日中の員数は標準数（利用者が3人に対して1人）を満たしているか</p> <p><input type="checkbox"/>夜間及び深夜の時間帯には、ユニットごとに1人以上配置しているか</p> <p><input type="checkbox"/>3ユニットの場合で夜勤職員を2人にする場合は、各ユニットが同一階で安全対策が行われ、利用者の安全性が確保されているか</p> <p><input type="checkbox"/>医療・福祉系の資格がない職員は認知症介護基礎研修を受講しているか</p> <p>※令和3年3月末までに配置された職員は3年の経過措置期間あり⇒令和6年3月31日まで</p> <p>※令和3年4月1日以降に配置の職員は1年の猶予期間あり</p>

○設備に関する基準

設 備	設 備 基 準
居室	1の居室面積は、7.43㎡以上 ※生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。
居間及び食堂	居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならない。 スプリンクラー設備の設置が義務付けられている。
その他	利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

○運営規程等の掲示について

指定基準において、事業所の見やすい場所（玄関等）に、**運営規程、従業者の勤務の体制、重要事項説明書**を掲示しなければならないこととなっており、令和3年度の報酬改定において、閲覧可能なファイル等で据え置くこと等が可能となりました。

どちらかの方法で利用者等が確認できるように整備する必要がありますので、まだ整備していない事業所につきましては早急にご対応ください。

また、すでに掲示等を対応いただいている場合においても、記載内容等に変更があった場合で、差し替えが行われていない場合が多く見受けられます。最新のことを掲示等していただきますようお願いいたします。

併せて、これは基準等に定めのないものですが、登米市ハザードマップについても、事業所内の見やすい場所等への掲示をお願いしております。事業所所在町域分で構いませんので、災害発生時に備えて掲示していただき、また、内容について随時更新されておりますので、最新のことを掲示していただきますようお願いいたします。（登米市ハザードマップは登米市ホームページ内に掲載されております。）

〈登米市ハザードマップ掲載 URL〉

<https://www.city.tome.miyagi.jp/somu-somu/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/map.html>

○運営指導での指摘事項例（登米市）

【運営に関する基準】

（内容及び手続の説明及び同意）

- ・契約書や重要事項説明書等において、氏名、契約年月日が記載されていないものが見受けられたため、改善すること。

（サービスの提供の記録）

- ・入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載することとなっているが、未記入であったため、記載すること。

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- ・計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとされているが、設定した目標期間が終了しているにも関わらず計画が変更、作成されていないため改善すること。

（掲示）

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要を掲示又は備え付けることとされているが、未実施。

（苦情処理）

- ・提供したサービスに係る利用者及びその家族から苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないとされていることから、苦情相談を受けたことがない場合でも、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をすること。

（地域との連携等）

- ・運営推進会議をおおむね2月に1回開催する必要があるが開催されていない状況のため、改善すること。

○運営指導等での指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）

（人格尊重義務違反）

一部の利用者に対し、身体的虐待を行った。

（不正請求）

サービスを提供していないにもかかわらず介護報酬を不正に請求した。

（不正の手段による指定）

人員基準を満たすよう偽装するため、介護従業者として当該事業所に勤務予定がなかった者を配置する旨の書類を作成して市に提出し、不正の手段により事業者指定を受けたもの。